

令和3年

第2回教育委員会（定例会）会議録

上天草市教育委員会

令和3年 第1回教育委員会（定例会）会議録

期日：令和3年2月22日（月）

開会：午後2時00分

閉会：午後4時55分

場所：上天草市役所松島庁舎3階大会議室

1 会議日程

日程第1 会議録署名委員の指名について

日程第2 令和3年第1回（1月定例会）会議録の承認について

日程第3 教育長諸般の報告

日程第4 非公開とする審議事項について

日程第5 [議案第7号] 専決処分の報告並びにその承認を求めることについて

日程第6 [議案第8号] 専決処分の報告並びにその承認を求めることについて

日程第7 [議案第9号] 専決処分の報告並びにその承認を求めることについて

日程第8 [議案第10号] 専決処分の報告並びにその承認を求めることについて

日程第9 [議案第11号] 専決処分の報告並びにその承認を求めることについて

日程第10 [議案第12号] 専決処分の報告並びにその承認を求めることについて

日程第11 [議案第13号] 専決処分の報告並びにその承認を求めることについて

日程第12 [議案第14号] 専決処分の報告並びにその承認を求めることについて

日程第13 [議案第15号] 専決処分の報告並びにその承認を求めることについて

日程第14 [議案第16号] 上天草市教育支援委員会への諮問について

日程第15 [議案第17号] 就学援助の認定について

日程第16 [議案第18号] 令和3年度就学援助の認定について

日程第17 [議案第19号] 上天草市学童スポーツ団体の活動方針について

日程第18 [議案第20号] 上天草市奨学金貸与条例施行規則の一部を改正する規則の制定について

日程第19 [議案第21号] 指定管理者の指定並びに告示及び指令について（上天草市大矢野総合スポーツ公園）

日程第20 [議案第22号] 指定管理者の指定並びに告示及び指令について（上天草市松島総合運動公園）

日程第21 諸報告

2 出席委員

山下勝一（委員）、栢本修吾（委員）、瀨崎千賀子（委員）、辻本幸之助（委員）、高倉利孝（教育長）

3 欠席委員 なし

4 議場に出席した者

赤瀬耕作（学務課長）、原田和久（社会教育課長）、松田真也（教育審議員）、宮崎真司（学務課長補佐）、小浦嘉彦（社会教育課長補佐）、川本宜史（学務係長）、一浦康葉（学務主事）

5 教育長の報告の趣旨、議題及び議事の概要、議題となった動議及び動議を提出した者の氏名、質問又は討論をした者の氏名及びその要旨、議決事項 以下のとおり

開会 午後2時00分

○教育長（高倉利孝君） それでは、出席委員が定足数に達しておりますので、これより令和3年第2回上天草市教育委員会定例会を開会いたします。会議日程はお手元に配布してありますので、

日程第1 会議録署名委員の指名について

○教育長（高倉利孝君） 日程第1。会議録署名委員の指名を行います。会議規則第18条第2項の規定により、本日の会議録署名に山下委員及び宮崎学務課長補佐を指名いたします。よろしく願いいたします。

日程第2 令和3年第1回（1月定例会）会議録の承認について

○教育長（高倉利孝君） 次に日程第2。「令和3年第1回（1月定例会）会議録の承認について」を議題といたします。皆さんには会議の案内と一緒に配布しておりましたが、何か質疑等がありましたらよろしく願いいたします。

○学務課長補佐（宮崎真司君） 各委員の皆様よりご指摘いただきました文字等の修正につきましては、事務局で修正させていただきますのでよろしく願います。

○教育長（高倉利孝君） よろしいですか。それではお諮りいたします。第1回定例会の教育委員会会議録については承認することにご異議ございませんか。

〔「異議ありません」という声あり〕

○教育長（高倉利孝君） 全員ご異議なしと認め、承認することに決定いたしました。

日程第3 教育長諸般の報告

○教育長（高倉利孝君） 次に日程第3。教育長諸般の報告を行います。資料は、議案書1ページに記載してございます。4点報告がございしますが、1月27日、第2回上天草市立中学校起業家教育推進協議会と2月19日の上天草市起業家教育推進専門委員会は、内容が似ておりますので、一緒に報告をいたします。1月27日の第2回上天草市立中学校起業家教育推進協議会についてですが、委員の皆様は商工会、JA、漁協、学校代表の校長がご出席されました。熊

本県立大学の宮園教授も出席していただき、取組みの成果報告と今後の進め方についてのアドバイスをいただきました。次に、起業家教育推進専門委員会についてですが、市内の各中学校の校長並びに起業家教育担当の先生方に出席いただいて、本年度の取組みの反省と来年度に向けての課題等を出していただき、事業がスムーズに実践できるよう意見交換を行いました。本年度は休校等で教科時数の確保など、大変苦労された中での実践発表となりましたが、その成果は立派なもので敬意を表しているところです。来年度は、さらにこの教育が定着し、成績が上がるのではと期待をしているところです。次に、2月4日木曜日の維和小学校で行われました小規模・複式学級担任等研修会についてです。本来なら、市内の4校、中北小、湯島小、教良木小の先生方が一堂に会して、授業参観、研究会と行われる予定でしたが、コロナ禍における三密を避けるため、オンライン研修として実施されました。授業そのものは、大変すばらしく他の学校の先生方も参考になったというお褒めの言葉でございました。ただ、子どもの声が聞こえにくいとか、ノートを書く手元の映像がはっきりしないなどの課題が残されました。次に、2月10日です。今度は登立小学校におきまして、上天草市教育委員会指定の生きる力の推進事業のモデル校として、登立小学校の研究発表会がございました。この発表会も維和小学校同様、オンライン研修ということで、ICT教育機器を活用し、公開授業とそのあとの研究会という日程で行われました。登立小学校の場合は、機器の不具合も起こらず、各校の先生方との意見交換も十分出来ました。研究の成果が評価されたところでございます。この両校のオンライン研修を通して、これからICT機器を活用した学習や研修が一つの大きな目標となるものだと思います。そういう見通しが持てたことも大きな実績となりました。以上で、教育長諸般の報告を終わります。

日程第4 非公開とする審議事項について

○教育長（高倉利孝君） 次に、日程第4。「非公開とする審議事項について」意見を伺います。日程第5「議案第7号」、日程第6「議案第8号」、日程第7「議案第9号」、日程第8「議案第10号」、日程第9「議案第11号」、日程第10「議案第12号」、日程第11「議案第13号」、日程第12「議案第14号」、日程第13「議案第15号」、日程第14「議案第16号」、日程第15「議案第17号」、日程第16「議案第18号」及び諸報告の第2の「不登校児童・生徒の状況について」、第3の「いじめの状況について」、第4の「教職員の勤務時間管理について」は、プライバシー保護のため、秘密会議といたしますが、これにご異議ありませんか。

〔「異議ありません」という声あり〕

○教育長（高倉利孝君） 異議なしと認め、「議案第7号」から「議案第18号」まで、及び諸報告の第2、第3、第4につきましては、秘密会議といたします。

日程第5 議案第7号 特別支援学級並びに特別支援学校等への児童生徒の就学について

○教育長（高倉利孝君） それでは、日程第5。議案第7号「専決処分の報告並びにその承認を求めることについて」を議題といたします。この議題は、秘密会議といたします。

※【 議案第7号から議案第18号までは秘密会議の決定により審議内容は非公開 】

日程第17 議案第19号 上天草市学童スポーツ団体の活動方針について

○教育長（高倉利孝君） それでは、日程第17。議案第19号「上天草市学童スポーツ団体の活動方針について」を議題といたします。この議案について、事務局からの説明を求めます。

○社会教育課長（原田和久君） 議案書14ページをお願いします。議案第19号、上天草市学童スポーツ団体の活動方針の策定についてご説明いたします。上天草市学童スポーツ団体の活

動方針について、次のとおり策定するものでございます。17ページをご覧ください。学童スポーツ団体の活動方針の策定の目的につきましては、熊本県の小学校運動部活動は、平成31年度に社会体育へと完全移行し、上天草市では、令和2年11月現在におきまして29団体が活動を行っています。現在の各団体の活動につきましては、地域スポーツ指導者の指導方針や総合型地域スポーツクラブの活動方針のもと、子供たちがスポーツに親しみやすい環境づくりや地域スポーツ普及のために活動を行っていますが、地域や団体の現状、種目によってその活動実態が様々であるため、児童の心身の健全育成並びにスポーツ活動の普及を目的に、上天草市学童スポーツ団体の目安となる活動方針を策定し、活動の推進を図るものでございます。2の活動方針の役割では、この活動方針の策定にあたりまして、スポーツ基本法やスポーツ基本計画などを参考に作成し、すべての児童が心身ともに健全に成長すること及び学童スポーツ団体の活動が普及することでスポーツに親しみやすい環境を作るための方針とするものでございます。3のスポーツ活動の方針策定に向けての基本事項としまして、4つの項目で構成しています。(1)のスポーツ活動の意義では、小学校運動部活動は、学校教育の一環として行われてきたことを念頭に置き、スポーツの楽しさや喜びを味わい、生涯にわたって豊かなスポーツライフを継続する資質や能力の育成、体力の向上、健康の増進につなげることを示しています。(2)のスポーツ活動における地域連携では、地元施設の活用など、様々な人や地域社会との協働を心掛けること。(3)のスポーツ指導では、スポーツ指導者は、子供たちの健全な育成のため、勝利至上に陥ることなく、子どもたちの発育発達に応じた活動及び指導をすること。(4)の安全管理では、子どもたちのケガやスポーツ障害などを防ぐため、科学的根拠に基づいた指導内容や指導方法及びスポーツ医科学の研究情報を知識として取り入れることについて示しています。次に、20ページの本市の学童スポーツ団体の現状につきましては、平成31年度末において、27団体、401人、令和2年11月現在では29団体、469人の児童がスポーツ団体に加入し活動を行っており、地域別の団体数については記載のとおりとなっています。21ページのスポーツ団体への行政支援につきましては、市の施設を利用する際の施設使用料の全額免除、新規に活動を開始した団体へ活動準備費助成金を交付し、活動の支援を行っています。6の学童スポーツ団体の活動方針では、児童が社会体育として活動する団体の総称を上天草市学童スポーツ団体と称することとし、スポーツ指導者については、指導者及び指導をサポートする保護者等は、指導者講習会を定期的に受講することを示しています。学童スポーツ団体の活動基準では、活動する際の基準を詳細に示しておりまして、22ページのアの活動の目標及び計画については、指導者は、指導(練習)計画を作成して、児童や保護者に説明し、理解を得ること。活動は、週4日以内とすること。1日の活動時間は、平日は2時間以内、土・日曜日等の休日は3時間以内とし、平日の活動時刻は、基本的に午後9時までに終了すること。その他練習試合、各種大会への参加について示しています。23ページの活動を行わない日については、土曜日又は日曜日のどちらかを休みとすること。大会及び練習試合の翌日は休みとすることなどを規定しています。その他としまして、児童のスポーツ活動への参加については、学校行事や地域行事を優先させることを規定しています。14ページにお戻りください。施行日につきましては、令和3年4月1日から施行することとします。提案理由といたしまして、平成30年度をもって熊本県の小学校運動部活動は社会体育へと完全移行したことから、上天草市の児童は、新たに設立された社会体育団体及び総合型地域スポーツクラブにおいてスポーツ活動を行っていますが、地域や団体の現状、種目によってその活動実態が様々であるため、児童の心身の健全育成並びにスポーツ活動の普及を目的に、市内で統一した活動方針を定める必要があります。なお、学校教育及び社会教育に関する一般方針を決定することについては、上天草市教育長に対する事務委任規則第2条第1号の規定により、教育委員会に諮る必要があります。これが、この議案を提出する理由でございます。ご審議のほどよろしくお願ひします。

- 教育長（高倉利孝君） 以上で、事務局からの説明が終わりました。それでは委員さんから、何か質疑はございませんか。
- 委員（山下勝一君） 一つの大きな方向性を示し、決められていることを守り、子供たちが心身ともに育成されていくことが一番大事であり、目的だと思います。良い意味での競い合いは大事だと思いますが、チームが勝利至上主義にならないようご指導いただければと思います。それと、29団体のクラブチームの一覧表がありますか。
- 社会教育課長（原田和久君） はい、ありますので、会議の後お渡しします。
- 委員（松本修吾君） これまで学校教育として部活動をしていたと思うが、クラブチームとなると、それぞれ指導者ごとに指導方法等も違うので、各クラブの方針等が判るものがありますか。
- 社会教育課長（原田和久君） 各クラブの方針については、市の方に提出していただいていたため、今後、書類等を提出していただく際に、併せて提出していただくようにします。
- 委員（濱崎千賀子君） 社会教育課は各種団体を監督する機関ではないということですよ。指導者の資質向上の研修等を社会教育課主催で行うことはありますか。社会教育課としては、団体の運営を支援していくということですか。
- 社会教育課長（原田和久君） 活動や運営方針等について監督することはできませんが、体育施設の使用料の免除、新規団体への助成金の交付など活動の支援を行っているところです。
- 委員（濱崎千賀子君） 各種団体の方針等をまとめ、入会するための情報提供として、冊子等を作成する予定はありますか。
- 社会教育課長（原田和久君） 先月、本方針を作成するため、各団体の指導者と会議を行った中で、子供たちの減少等により、クラブの構成が難しい状態であり、各学校等へPRするために各団体の活動状況や方針等の冊子を作成して各学校へ配布してはどうかとの意見がありましたので対応したいと思います。
- 教育部長（山下正君） 補足ですが、各クラブチームは民間の団体となりますので、その冊子を市が作成し配布するということはありません。各クラブが作成したものを社会教育課が各学校へ配布するという形になるかと思います。
- 委員（辻本幸之助君） これまで学校部活動があったので教育の中で運動ができたが、社会体育になったことから運動したい子はできるが、どうしようか迷っている子に対して、生涯スポーツという意味も含めて、スポーツとの触れ合いを広げていくためにも、団体の指導者と学校の先生方との交流等を通じて、スポーツを子供たちに伝えることや、やりたいけど金銭面で苦慮している子供たちへの支援や情報提供を行っていくことが必要だと思います。それと市として指導者の育成についても考えていく必要があると思います。
- 社会教育課長（原田和久君） 現在、社会体育に移行し、いろいろな問題もありますが、社会教育課だけではなく、指導者や学校を含めてやり方等を検討していきたいと思います。それと指導者の育成についてですが、日本スポーツ協会が主催で行っていた指導者講習会が、令和3年度は中止するという連絡がっておりますので、何らかの研修会等を行いたいと考えています。
- 教育長（高倉利孝君） 他にございませんか。
[「ありません」という声あり]
- 教育長（高倉利孝君） それでは、お諮り致します。議案第19号は、ただ今ご審議いただきましたとおり承認することに、ご異議ございませんか。
[「異議ありません」という声あり]
- 教育長（高倉利孝君） ご異議なしと認めます。よって本案は、ご審議いただきましたとおり、承認することに決定しました。

日程第18 議案第20号 上天草市奨学金貸与条例施行規則の一部を改正する規則の
制定について

○教育長（高倉利孝君） それでは、日程第18。議案第20号「上天草市奨学金貸与条例施行規則の一部を改正する規則の制定について」を議題といたします。この議案について、事務局からの説明を求めます。

○学務課長（赤瀬耕作君） 議案書の24ページをお願いいたします。議案第20号、上天草市奨学金貸与条例施行規則の一部を改正する規則の制定について説明します。上天草市奨学金貸与条例施行規則の一部を改正する規則を次のように制定することとします。令和3年2月22日提出、上天草市教育長名。上天草市奨学金貸与条例施行規則の一部を改正する規則上天草市奨学金貸与条例施行規則（平成16年上天草市教育委員会規則第14号）の一部を次のように改正します。様式第8号を次のように改める。27ページの新旧対照表をご覧ください。第8条第1項関係で奨学金借用証書（様式第8号）中に連帯保証人の極度額の記載の追加を行っています。28ページの概要をご覧ください。改正の理由については、「民法の一部を改正する法律」が令和2年4月1日から施行され、保証人の保護を進める観点から、保証人が支払いの責任を負う金額の上限となる「極度額」を定めなければ、保証契約が無効となる改正が行われました。本市においては、奨学金の貸与を受けた奨学生が返還を開始する際に、2名の連帯保証人をたてて借用証書（様式第8号）の提出を求めているところですが、借用証書に「極度額」の規定がないことから、今回の民法改正を踏まえ、様式の改正を行うものです。施行日は、公布の日からを予定しています。議案書の26ページにお戻りください。提案理由につきまして、「民法の一部を改正する法律」が令和2年4月1日に施行され、保証契約の成立には「極度額」を定める必要があるため、関係様式を改正するものです。なお、教育委員会規則その他委員会の定める規定を制定及び改廃することについては、同規則第2条第1項第2号の規定により教育委員会に諮る必要があります。これが、この議案を提出する理由でございます。ご審議いただき、ご承認くださいますよう、よろしく願いいたします。

○教育長（高倉利孝君） 以上で、事務局からの説明が終わりました。それでは委員さんから、何か質疑がございませんか。

〔「ありません」という声あり〕

○教育長（高倉利孝君） それでは、お諮り致します。議案第20号は、ただ今ご審議いただきましたとおり承認することに、ご異議ございませんか。

〔「異議ありません」という声あり〕

○教育長（高倉利孝君） ご異議なしと認めます。よって本案は、ご審議いただきましたとおり、承認することに決定しました。

日程第19 議案第21号 指定管理者の指定並びに告示及び指令について（上天草市
大矢野総合スポーツ公園）

○教育長（高倉利孝君） それでは、日程第19。議案第21号「指定管理者の指定並びに告示及び指令について（上天草市大矢野総合スポーツ公園）」を議題といたします。この議案について、事務局からの説明を求めます。

○社会教育課長（原田和久君） 議案書29ページをお願いします。議案第21号、上天草市大矢野総合スポーツ公園の指定管理者の指定に関する告示及び指令についてご説明いたします。令和2年第5回市議会定例会において議決された上天草市大矢野総合スポーツ公園の指定管理者の指定につきまして、上天草市公の施設に係る指定管理者の指定手続に関する条例第7条第1項の規定に基づき、告示及び指令を発するものでございます。指定事項の施設の名称につきましては、上天草市大矢野総合スポーツ公園で、指定管理者及び指定の期間につきましては、

議案書に記載のとおりでございます。指定管理者の指定に関する告示事項及び指令事項につきましては、30ページ及び31ページに記載のとおりでございます。29ページの提案理由をご覧ください。提案理由といたしまして、上天草市大矢野総合スポーツ公園の指定管理者の指定にあたりまして、教育委員会の告示及び指令を発することにつきましては、上天草市教育長に対する事務委任規則第2条第3号の規定により教育委員会に諮る必要があります。これが、この議案を提出する理由でございます。ご審議のほどよろしく申し上げます。

○教育長（高倉利孝君） 以上で、事務局からの説明が終わりました。それでは委員さんから、何か質疑がございますか。

〔「ありません」という声あり〕

○教育長（高倉利孝君） それでは、お諮り致します。議案第21号は、ただ今ご審議いただきましたとおり承認することに、ご異議ございませんか。

〔「異議ありません」という声あり〕

○教育長（高倉利孝君） ご異議なしと認めます。よって本案は、ご審議いただきましたとおり、承認することに決定しました。

日程第20 議案第22号 指定管理者の指定並びに告示及び指令について（上天草市松島総合運動公園）

○教育長（高倉利孝君） それでは、日程第20。議案第21号「指定管理者の指定並びに告示及び指令について（上天草市松島総合運動公園）」を議題といたします。この議案について、事務局からの説明を求めます。

○社会教育課長（原田和久君） 議案書32ページをお願いします。議案第22号につきましては、議案第21号と同様に指定管理者の指定に関する告示及び指令について、ご審議をお願いするものでございます。議案第22号、上天草市松島総合運動公園の指定管理者の指定に関する告示及び指令について。令和2年第5回市議会定例会において議決された上天草市松島総合運動公園の指定管理者の指定につきまして、上天草市公の施設に係る指定管理者の指定手続に関する条例第7条第1項の規定に基づき、告示及び指令を発するものでございます。指定事項の施設の名称につきましては、上天草市松島総合運動公園で、指定管理者及び指定の期間につきましては、議案書に記載のとおりでございます。指定管理者の指定に関する告示事項及び指令事項につきましては、33ページ及び34ページに記載のとおりでございます。32ページの提案理由をご覧ください。提案理由といたしまして、上天草市松島総合運動公園の指定管理者の指定にあたりまして、教育委員会の告示及び指令を発することにつきましては、上天草市教育長に対する事務委任規則第2条第3号の規定により教育委員会に諮る必要があります。これが、この議案を提出する理由でございます。ご審議のほどよろしく申し上げます。

○教育長（高倉利孝君） 以上で事務局からの説明が終わりました。それでは委員さんから何か質疑はございませんか。

〔「ありません」という声あり〕

○教育長（高倉利孝君） それでは、お諮り致します。議案第22号は、ただ今ご審議いただきましたとおり承認することに、ご異議ございませんか。

〔「異議ありません」という声あり〕

○教育長（高倉利孝君） ご異議なしと認めます。よって本案は、ご審議いただきましたとおり、承認することに決定しました。

日程第21 諸報告

○教育長（高倉利孝君） 次に、日程第21。諸報告に入らせていただきます。まず、報告第1「3月の行事予定について」の説明をお願いします。

○教育審議員（松田真也君） 議案及び報告資料の35ページ、36ページをご覧ください。主なものだけ確認をさせていただきます。3月の予定ですが、3月1日月曜日、臨時の教育委員会議を9時半から開催させていただきます。異動に関する素案の提示が前日の予定でございます。同じ3月1日は県立学校の卒業式になっております。3月の3日と4日は、市内の校長ヒアリングの第4回目となります。9日、10日が県立高等学校の後期一般選抜です。11日が市内の教頭主幹教諭の研修です。12日が生きる力推進会議、それから市内の中学校の卒業式で、大矢野中、維和中、松島中、龍ヶ岳中で行われます。10日と14日、パールラインマラソン大会に関するところが中止になっております。14日の日曜日、姫戸中学校の卒業式。15日、湯島中学校の卒業式です。15日に図書館協議会が、16日に文化財保護委員会が開催予定です。県立高等学校の入学選抜の合格発表日にもなっております。18日が3月の市内校長会議です。それから19日、社会教育委員会議です。例年ですと19日にあります管理職送別会は、今年度は中止となりました。それから22日に教育委員会議が14時からございます。23日に中南小学校と教良木小学校の2校が卒業式です。残りの小学校9校の卒業式は24日水曜日でございます。26日に教育事務所主催の退職辞令交付式があります。3月の行事予定につきましては以上です。

○教育長（高倉利孝君） 以上で、事務局からの説明が終わりました。それでは委員さんから、何か質疑はございませんか。

〔「ありません」という声あり〕

○教育長（高倉利孝君） 次の報告第2、第3、第4は秘密会議といたします。

※【 報告第2、第3、第4は秘密会議の決定により審議内容は非公開 】

○教育長（高倉利孝君） 次に、報告第5「上天草市学校施設長寿命化計画について」説明をお願いします。

○学務課長（赤瀬耕作君） 資料の38ページをお願いいたします。上天草市学校施設長寿命化計画を策定したので報告します。本市では、公共施設やインフラ全体における整備の基本的な方針として「上天草市公共施設等総合管理計画」を策定し、限られた財源の中で、施設を安全・安心に利用できるよう、また、適正な規模や配置等により、市民サービスの維持・向上が図れるよう取組みを進めているところです。本計画については、この総合管理計画に基づき、学校施設の個別施設計画として、学校施設を対象に現地調査等を踏まえて現状の評価を行い、ライフサイクルコスト、保全優先度等を勘案しつつ、今後の維持保全の方向性を検討し、外壁、屋根、防水などの部位別や学校別の優先順位を考え、整備内容、時期、費用等の具体的な計画を策定するものです。本計画に基づき、学校施設の長寿命化を図ることにより、トータルコストの縮減と平準化を図り、厳しい財政状況においても計画的に保全を実施することで、長く安心・安全な学校施設を維持するとともに、多様化する教育環境への対応をしていきます。計画期間は令和2年から令和11年までの10年としています。今後、文部科学省の補助金申請を行う際には、この長寿命化計画の策定が基本となっており、これにも対応した形となっています。40ページをご覧ください。構造躯体の健全性の評価及び構造躯体以外の劣化状況等の評価結果については、下表のとおりで、建物基本情報は、左側の赤い表記で施設名と築年度等を記載しています。構造躯体の健全性については、耐震安全性を、劣化状況評価については、屋根、外壁などの劣化状況をABC評価し、全体評価として健全度を点数で評価しています。43ページをご覧ください。本計画につきましては、計画期間内であっても学校施設の定期的な点検及び実態の把握、計画の進捗状況を点検しつつ、必要に応じ見直しを行いながら、本計画の更なる充実を図ることとし、フォローアップについては、計画期間の中間年である5年を目安に計画を見直し、定期点検の結果をPDCAサイクルで、学校施設の健全化に生かすこととしま

す。ご覧のとおり、築年度を踏まえ、老朽化した施設を多く抱えていますので、学校規模適正化計画を踏まえながら、メンテナンスサイクルを定着化し、安心安全な学校環境を維持保全していきたいと考えています。詳細については、ホームページに公表いたします。内容については、それを確認していただければと思います。以上です。

- 教育長（高倉利孝君） 以上で、事務局からの説明が終わりました。それでは委員さんから、何か質疑はございませんか。
- 委員（山下勝一君） 姫戸小学校の建築年度が昭和46年と書いてありますが、間違いありませんか。
- 学務課長（赤瀬耕作君） 個別情報の姫戸小学校は築年数が29年と書いてありますので、46年度ではないですね。
- 委員（山下勝一君） 47年の水害のときは旧校舎でした。
- 学務課長（赤瀬耕作君） この表の内容は後で確認します。個別情報は間違いがないので、そちらを確認してください。
- 教育長（高倉利孝君） 他にございませんか。
[「ありません」という声あり]
- 教育長（高倉利孝君） 次に、報告第6「令和3年度熊本県立高等学校入学者選抜における前期（特色）選抜結果について」説明をお願いします。
- 教育審議員（松田真也君） 別冊資料の20ページをご覧ください。前期特色選抜の結果ですが、上天草市内の中学生が、合格内定をしているところを示してございます。全体の生徒数が少し少なくなりますが、受験をしている学校等の広がり、合格者数と、昨年度の傾向としましては、それほど変わりありません。少し違ったところを申しますと、上天草高校の前期で合格している市内の中学生3年生の数は、昨年よりも3人増えております。大きな傾向としましては、維和中学校は1人が私立高校に進学し、残りは全て上天草高校を前期で内定ということで、維和中学校は既に3年生の進学先が決まっている状況になっております。起業家教育等、それから中高の交流もしていただいております。中学生の上天草高校への理解は非常に進んでいると感じられます。それから、後期に向けても、前期で落ちて、まだ後期でチャレンジをするという子もたくさんおりますが、その中で上天草高校に進学する子供の数は、昨年度よりも逆に少なくなってしまうとお聞きしています。子供たちが自分の進路を選択していくところでは、大矢野中学校において中学3年生の外への意識が今年は少し高いのではないかとということ、それから、部活動の大会等が少なかったのも、私立等の部活動の勧誘が、個人一人ひとりへの声かけではなく、実績のある中学校にというような形で、チームでまとめて声をかけるところが例年と違うところであって、それによって自分もチームメイトと一緒にいこうとなることも、多少作用しているのではないかと、いろいろな中学校にお話をお聞きして、確認したところでした。以上です。
- 教育長（高倉利孝君） 以上で、事務局からの説明が終わりました。それでは委員さんから、何か質疑はございませんか。
- 委員（辻本幸之助君） 私立高校のデータはありますか。
- 教育審議員（松田真也君） 最終的に全部決まったときに出るのですが、今の段階で私立の一般受験の分の合否はまだ出ておりませんので、そこまでの調査をかけておりません。
- 教育長（高倉利孝君） 以上で、予定された諸報告は終わりました。そのほか、事務局からの追加報告等はありませんか。
- 教育長（高倉利孝君） それでは以上で予定された案件はすべて終了いたしました。これをもって、令和3年第1回教育委員会定例会を閉会いたします。お疲れ様でした。
閉会 午後4時55分